

# AM&T CHINA LEGAL UPDATE

## CONTENTS

### I Lawyer's Eye

CIETAC 仲裁規則の改正について 北京オフィス顧問 李 彬

### II 中国法令アップデート

- 不動産登記暫定条例
- 短期業務の遂行のための外国人の入国に関する手続(試行)
- 事業者結合の制限的条件付加に関する規定(試行)
- 外商投資者が中国において営利性養老機構を設立し養老サービスに従事することの奨励に関する公告
- 貿易政策コンプライアンス事業実施弁法(試行)
- 企業債発行・取引管理弁法(意見募集稿)
- 株式オプション取引試行管理弁法(意見募集稿)
- 信託業保障基金管理弁法
- 医療器械分類規則(修正案意見募集稿)
- 預金保険条例(意見募集稿)
- 持分譲渡所得個人所得税管理弁法(試行)
- 一般租税回避防止管理弁法(試行)
- 上海国際経済貿易仲裁委員会(上海国際仲裁センター)仲裁規則(2015 版)
- 中国(上海)自由貿易試験区仲裁規則(2015 版)

### III 台湾法令アップデート

- 食品安全衛生管理法
- 性別平等労働法

### IV 中国万感

弁護士のア級、B級、C級ライセンス～司法試験の合格発表報道に接して～  
弁護士 森脇 章

## I Lawyer's Eye

北京オフィス顧問 李 彬

### CIETAC 仲裁規則の改正について

中国国際経済貿易仲裁委員会(以下「CIETAC」という)は、2014年11月4日にその仲裁規則の改正を行い、同新仲裁規則は2015年1月1日から施行されることとなった。中国では裁判システムへの信頼性が未だ不安定であるため、特に外国企業において紛争解決手段として仲裁が選択されることが多く、CIETACは、中国国際貿易促進委員会の傘下の国際仲裁機関として広く利用されている。中国でビジネスをする日本企業にとっても今回の改正は一定の影響があり、注目に値するといえよう。

今回の改正では、CIETACの内部機構の改革の必要性、複数当事者・複数契約にかかる仲裁手続の効率化、国際商事仲裁の発展への対応、CIETAC香港仲裁センターへの配慮等の観点から修正が行われた(本文20箇所、別紙3箇所)。改正の概要は以下のとおりである。

#### 一. 複数当事者・複数契約にかかる仲裁手続の効率化

##### 1. 複数契約にかかる紛争についての仲裁申立ての一回化

改正前は、複数の契約にまたがる紛争ではあるものの実質的には1つの紛争といえるものについて、1つの仲裁手続で審議できるとの明文の規定がなく、実務上の運用で1つの仲裁手続で審理を行い、一回的解決を図っていた。

新仲裁規則では、複数の契約について以下の要件を全て満たす場合には、1つの仲裁事件として申立てを行うことができる旨の規定が設けられ、従前の運用が明文化された(新仲裁規則第14条)。

- 複数の契約が主従関係を有するか、または関連当事者および法律関係の性質が同一である場合
- 紛争が1つの取引または一連の取引によるものである場合
- 仲裁合意の内容が同一または矛盾がない場合

##### 2. 当事者の追加

旧仲裁規則では、仲裁手続中に当事者を追加できる旨の規定はなかったが、新仲裁規定では、いずれかの仲裁当事者は、仲裁手続の各段階において、仲裁合意に文面上拘束される者を当事者として追加する旨の申請ができるとの規定が追加された(新仲裁規則第18条第1項)。

仲裁廷の組成後にかかる申請がなされた場合で仲裁廷が必要と認めた場合は、追加対象となっている者を含めて各当事者の意見を聞いたうえで仲裁委員会が当事者追加の決定をする(同第18条第1項)。

なお、申請者以外の既存当事者は、当事者の追加手続に関して仲裁合意および/または管轄権について異議を提出することができる(同条第3項)。

##### 3. 仲裁手続における併合の拡大

旧仲裁規則では、仲裁手続の併合事由として以下の 2 つが定められており、いずれにおいても全当事者の同意が必要であった(旧仲裁規定第 17 条)。

- 一方の当事者の申立てがあり、かつ他の各当事者が同意した場合
- 仲裁委員会が併合の必要があると認め、かつ各当事者が同意した場合

新仲裁規則では、以下のとおり併合事由が修正・追加され、当事者全員の同意がない場合でも(i)同一の仲裁合意に基づく申立てである場合、(ii)各事件に一定の関連性がある場合にも新たに併合が認められることとなった(新仲裁規則第 19 条)。

- 各事件の仲裁申立てが同一の仲裁合意に基づいて行われた場合
- 各事件の仲裁申立てが複数の仲裁合意に基づいて行われているものの、当該複数の仲裁合意の内容が同一または矛盾がなく、かつ各事件の当事者が同じで各紛争に関する法律関係の性質が同一である場合
- 各事件の仲裁申立てが複数の仲裁合意に基づいて行われたものの、当該複数の仲裁合意の内容が同一または矛盾がなく、かつ関連する契約に主従関係がある場合
- すべての事件の全当事者が併合に同意した場合

## 二. 緊急仲裁員制度の導入

旧仲裁規則においては、仲裁廷自身で行える保全制度はなく、裁判所による財産保全(仲裁法第 28 条)又は証拠保全(同第 46 条)を行うほかなかった。当事者は、仲裁委員会に対して当該保全の申立てをし、仲裁委員会秘書局がこれを管轄権のある人民法院に移送した後、人民法院にて当該申し立ての決定をし、執行することとなっていた。(旧仲裁規則 21 条)。

新仲裁規則では、上記の裁判所による保全措置のほか、仲裁廷の組成前に、証拠の隠滅、今後の仲裁決定の執行を実際に困難にさせる等の緊急の事情で臨時の救済が必要となる場合には、CIETAC が指定する緊急仲裁員が、従前の財産保全手続よりも短い期間で緊急臨時救済措置に関する決定を行うという緊急仲裁員制度が導入された(新仲裁規則第 23 条第 2 項、別紙 3)。

かかる新制度については、仲裁当事者が、緊急臨時救済を請求するには適用される法律または当事者の合意があることが前提であるとされているところ(新仲裁規則第 23 条第 2 項)、中国大陸では未だ関連法令が整備されていないため、当事者間で緊急仲裁員制度についての合意がなければ、中国大陸において当該制度を利用できないという問題がある。

また、緊急臨時仲裁措置にかかる決定は、全ての当事者に対して拘束力を有するものの執行にあたっては、執行地の国又は地域の関連法令に基づき管轄裁判所に対して強制執行の請求をする必要がある(新仲裁規則別紙 3 第 6 条)。もっとも、中国大陸の仲裁法には、緊急臨時仲裁措置にかかる決定を執行する条文が整備されておらず、中国大陸において執行ができないという問題がある。

以上のように、中国大陸に限っていえば、緊急仲裁員制度は現状未だ実効性がないと言わざるを得ないが、一方、中国大陸外に目を移すとなお一定の効果があるといえるであろう。例えば、香港においては、緊急臨時救済の請求の根拠及び強制執行の請求の根拠となる法律が存在しているため(香港仲裁条例 22b 条)、CIETAC 香港仲裁センターにおいては有効な手段となるといえる。また、シンガポールなどの国では国外でなされた緊急理事救済措置に関する決定を裁判所において執行可能とする規定があり、これによれば強制執行が可能となる。

## 三. 香港仲裁についての特別規定の新設

2012 年 9 月、CIETAC で香港仲裁センターが新設されたが、従前の仲裁規則は 2012 年 5 月に改訂されたものであったため香港仲裁センターを前提にした規定を置いておらず、中国大陸にお

ける仲裁と同様の規定で運用されていた。ところが、香港における仲裁は、根拠となる法律の内容も実務上の運用も中国大陸における仲裁とは大きな相違があり、中国大陸における仲裁と同様の規定で運用すると無理が生じるという問題があった。

そこで、新仲裁規則では、香港仲裁センターでの仲裁手続は香港仲裁法が適用されること、仲裁裁決は香港における裁決であること、仲裁員も CIETAC の仲裁員名簿以外の仲裁員を指定できること等の香港仲裁についての特別規定(新仲裁規則第 6 章)が定められ、香港仲裁センターにおける仲裁手続の法的安定性が向上した。

#### 四. その他の改正

上記の改正点のほか、大きな改正ではないものの手続上重要と思われる改正の概要を以下ご紹介する。

##### ① 仲裁事件の管理部署の再編

旧仲裁規則では、仲裁事件の事件管理は秘書局(分会の場合は秘書処)が行っていたが(旧仲裁規則 2 条)、今回の改正により新たに仲裁院(分会の場合に分会仲裁院)が設置され、事件管理を行うこととなった(新仲裁規則第 2 条)。

従前は、CIETAC のもつ(i)仲裁事件の処理機能、ならびに(ii)法律の制定・改正への意見提出、および商事仲裁等の裁判外紛争解決手続の研究・宣伝といった公共サービス機能について、いずれも秘書局が管轄していたが、それぞれの機能を一層強化するため、(i)仲裁事件処理に関する事件管理機能は仲裁院に担わせることとなり、秘書局は(ii)公共サービス機能に専念することとなる。

##### ② 送達方式の追加

仲裁の関連文書を当事者に対して手渡ししたものの受け取りが拒否された場合もしくは受取人の営業地、登録地等の住所に送付した場合、または合理的な調査を経ても営業地、登録地等をいずれも探し出せない場合、旧仲裁規則では、書留郵便、EMS によって最後の知れたる営業所等に配達することで送達が有効とみなされるとされていたが(旧仲裁規則第 8 条 3 項)、新仲裁規則では、これに加えて公証送達、委託送達、留置送達の方法も新たに有効な送達とみなされることとなった(新仲裁規則第 8 条 3 項)。

##### ③ 開廷審理記録の実効化

従前の仲裁規則においても、仲裁廷は、開廷審理を行う際、開廷審理の記録等の作成ができていた(旧仲裁規則第 38 条)。もともと、記録を担当する者が専門的な速記員ではないことから、実際に出来上がる開廷審理記録の内容は不十分になりがちであるとの問題点が指摘されていた。実際に、開廷審理記録では審理内容を全体的には理解できないとの当事者からのクレームも少なくないようである。

この問題に対応するため、新仲裁規則では、当事者が自ら費用負担し、速記員を雇って審理記録を作成させることができるとの規定が新設された(新仲裁規則第 40 条 3 項)。

もともと、新仲裁規則においても、速記員による記録の効力、仲裁廷の記録との優先順位等が明確に規定されていないため、開廷審理記録を実際に運用するには更なる詳細な規定が必要となると思われる。

##### ④ 簡易手続の紛争金額の高額化

従前の仲裁規則では、簡易手続が適用できるのは原則として紛争金額が 200 万元を超えない場合とされていた(旧仲裁規定 54 条)。しかしながら、新仲裁規則では、中国経済の発展等によって受理案件の紛争金額が高額化の傾向にあることを受け、紛争金額が 500 万元に引き上げられた(新仲裁規則 56 条)。

## 五. まとめ

今回の CIETAC 仲裁規則の改正は、CIETAC における長年の仲裁実務の蓄積について CIETAC 内部からの調整ニーズに応えた一方で、国際的な仲裁の発展の流れにも応じる形で行われたといえる。

今回の改正により、CIETAC における仲裁手続の効率化、仲裁コストの削減、香港仲裁センターの利用促進が期待される。一方、これらの改正点が、今後どのように運用されていくのかについては、更なる実務の蓄積が必要と思われ、今後の運用を引き続き見守る必要があるといえよう。

## Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横井 傑

### 最新中国法令の解説

#### <不動産登記制度>

##### 不動産登記暫定条例

[ポイント] 中国では、現行制度において、各種不動産(例:建物等の建築物所有権、建設用地使用権、地役権、抵当権等)の登記の根拠となる法規が分散しているところ、本条例はこれらをまとめて統一的な登記制度の構築を規定するものである。本条例では、統一的な「不動産登記情報管理データベース」の構築を目指すことを規定する一方、登記資料について調査、複製できる者の範囲を規定し、かつ調査にあたっては登記機関に「調査目的」を説明することが要求されることになっている。今後本条例を実施するうえでの、実施規則等が制定されることが見込まれる。

2014年11月24日公布、2015年3月1日施行(国务院令第656号)

[原文] [不动产登记暂行条例](#)

#### <短期業務のための外国人の入国管理>

##### 短期業務の遂行のための外国人の入国に関する手続(試行)

[ポイント] 本手続規定は、外国人が中国において短期間(90日以内)の業務を行う場合の入国・滞在(ビザや居留許可等)に関する新しい手続規定(新ルール)を定めるものである。新ルールによれば、(1)「短期業務」の該当性、(2)滞在期間に応じて、新ルールに応じた入国・滞在手続を行う必要がある。例えば、滞在期間が30日以内の場合でも(たとえ1日であったとしても)、「短期業務」(例えば、契約の相手方に対する技術指導等)に該当すれば、Zビザ(就労ビザ)の取得が必要とされる。従来は、日本人の技術者の出張ベースの派遣の場合、ビザ不要(最大15日)又はMビザ(商業貿易ビザ)により対応するのが一般的であったが、2005年1月1日以降は新ルールに従い、Zビザ(就労ビザ)や居留証等の取得まで求められる場合があるので、注意が必要である。

2014年11月6日公布、2015年1月1日施行(人力資源及び社会保障部等、人社部発[2014]78号)

[原文] [外国人入境完成短期工作任务的相关办理程序\(试行\)](#)

#### <事業者集中>

##### 事業者結合の制限的条件付加に関する規定(試行)

[ポイント] 事業者結合に対して制限的条件を付した承認決定を行う場合に関する規定であり、(i)制限的条件の内容、(ii)制限的条件を決定する手続、(iii)当事者による制限的条件の履行とその監督、(iv)制限的条件の事後的な変更等を内容に含む。制限的条件についてはこれまで「事業者結合の実施における資産又は業務の分離に関する暫定規定」において構造的条件に関する規定がなされていたが、本規定はこれを廃止し、構造的条件及び行為的条件について規定を行うものである。本規定については2013年3月に意見募集手続が行われているが、意見募集稿からは(i)行為的条件の実施期限が付されていない場合の期限を10年とする規定の削除、(ii)構造的条件に関する若干の規定の追加等が行われている。

2014年12月4日公布、2015年1月5日施行(商務部令2014年第6号)

[原文] [关于经营者集中附加限制性条件的规定\(试行\)](#)

### ＜介護サービス＞

#### 外商投資者が中国において営利性養老機構を設立し養老サービスに従事することの奨励に関する公告

[ポイント] 営利性の老人ホーム(中国語では「養老機構」)ビジネスに外資が算入する場合の手続や主管部門を定める公告である。老人ホームに関する許認可は2013年7月より施行されている「養老機構設立許可弁法」において規定されており、同弁法は100%外資形態での老人ホーム運営会社の設立を認めていたが、実際は地域によって100%外資での設立を認めるか、またその場合の手続についてはばらつきがあったと認識している。本公告では、(i)法人の設立に当たっては省レベルの商務部門での設立認可を取るべきこと、(ii)その際の提出書類や審査期限、(iii)工商登記が完了してから養老機構の認可を民政部門において取得すべきこと等が規定されており、各地の運用の統一が期待される。

2014年11月24日公布(商務部・民政部公告2014年第81号)

[原文] [关于鼓励外国投资者在华设立营利性养老机构从事养老服务的公告](#)

### ＜貿易政策のWTOの加盟文書違反の調査に関する商務部の規定＞

#### 貿易政策コンプライアンス事業実施弁法(試行)

[ポイント] 本弁法は、WTOの他の加盟国が中国の貿易政策に関して中国の加盟文書違反を主張した場合の商務部としての処理手続を規定するとともに、行政機関、各級人民政府等が制定、又は制定しようとする貿易政策が同加盟文書に違反するかについての、商務部の調査・確認手続を定めるものである。

2014年12月12日公布、2015年1月11日施行(公布日から30日後に施行)(商務部公告2014年第86号)

[原文] [贸易政策合规工作实施办法\(试行\)](#)

### ＜証券＞

#### 企業債発行・取引管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法は、2007年8月に公布・実施された社債発行試行弁法による社債発行制度の試行を踏まえ、現在の経済状況や市場ニーズに合わせて同法の改正を行うものである。主な改正点は、(i)社債の発行主体の拡大、(ii)企業債の公開発行における保証推薦人制度及び発行審査委員会制度の撤廃等をはじめとした手続の簡易化、(iii)取引所の拡大、(iv)債券市場の管理監督強化、(v)投資家保護の強化等である。

(意見募集期間:2014年12月5日から2015年12月19日)(中国証券監督管理委員会)

[原文] [公司债券发行与交易管理办法\(征求意见稿\)](#)

#### 株式オプション取引試行管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法は、国務院による資本市場の健康的発展の一層の促進に関する若干意見(国発[2014]17号)を受け、個別株オプション取引の管理について定めるものである。同時に公布された「証券先物経営機構の株式オプション取引への参加にかかる試行ガイドライン(意見募集稿)」も併せて注目されたい。

(意見募集期間:2014年12月5日から2015年1月5日)(中国証券監督管理委員会)

[原文] [股票期权交易试点管理办法\(征求意见稿\)](#)

### ＜信託業保障基金＞

#### 信託業保障基金管理弁法

[ポイント] 本弁法は、中国における信託業保障基金の資金調達、管理及び使用を規制し、市場化リスクを管理し、信託当事者の権利を守るため、保障基金会社等の設立及び機関、保障基金の調達等の規制、及び監督管理等について定めている。報道によれば、既に本弁法に基づき、中国信託業保障基金有限責任会社が設立されるとのことである。

2014年12月10日公布、同日施行(銀監会[2014]50号)

[原文] [信托业保障基金管理办法](#)

### <医療機器>

#### 医療器械分類規則(修正案意見募集稿)

[ポイント] 中国では、2014年6月1日から改正「医療機器監督管理条例」が施行されており、医療機器の性質、リスク等に応じた分類管理がなされている。本分類規則(意見募集稿)は、医療機器の分類について更に詳細な規定を行うものである。

(意見募集期間:2014年12月3日から2015年1月4日)(国家食品薬品監督管理総局)

[原文] [医疗器械分类规则\(修订草案征求意见稿\)](#)

### <預金保険制度>

#### 預金保険条例(意見募集稿)

[ポイント] 本条例(意見募集稿)は、中央銀行である中国人民銀行が預金者の利益保護の観点から、商業銀行(外資銀行等も含む)、農村合作銀行等を含め、全ての預金を扱う金融機関に預金保険への加入を義務付けるものである。本意見募集稿では、保護される預金の限度額は50万元と定められている。

(意見募集期間:2014年11月30日から同年12月30日)(中国人民銀行)

[原文] [存款保险条例\(征求意见稿\)](#)

### <税金>

#### 持分譲渡所得個人所得税管理弁法(試行)

[ポイント] 本弁法は、持分譲渡所得にかかる個人所得税について、課税対象となる持分譲渡の定義、算定方法、申告、徴税管理等について定めたものである。なお、本規定は、上海証券取引所及び深セン証券取引所の発行市場及び流通市場において譲渡を受けた上場会社株式、譲渡制限株式及びその他特別な定めのある株式の譲渡には適用しない点に留意が必要である。

2014年12月7日公布、2015年1月1日施行(国家税務総局公告2014年第67号)

[原文] [股权转让所得个人所得税管理办法\(试行\)](#)

#### 一般租税回避防止管理弁法(試行)

[ポイント] 本弁法は、クロスボーダーでの取引又は金員の支払いに関する一般租税回避について、税務局の調査手続(立案、調査、決定等)及び権限を規定するものである。従前、一般租税回避に関する規定は、企業所得税法第47条、企業所得税法実施弁法第121条及び特別納税調整実施弁法(試行)第十章等の原則的なものしかなく具体性に欠いていた。今後は、新たに規定された本弁法がどのように運用されるのか注目される。

2014年12月2日公布、2015年2月1日施行(国家税務総局令第32号)

[原文] [一般反避税管理办法\(试行\)](#)

### <上海国際仲裁センター仲裁規則の改定>

#### 上海国際経済貿易仲裁委員会(上海国際仲裁センター)仲裁規則(2015版)

[ポイント] 同規則の主な改正は、同仲裁センターが2014年8月に上海に国際航空仲裁院を設立したことに伴うものである。

2015年1月1日施行(上海国際経済貿易仲裁委員会)

[原文] [上海国际经济贸易仲裁委员会\(上海国际仲裁中心\)仲裁规则\(2015版\)](#)

### <上海自貿区仲裁規則の改定>

#### 中国(上海)自由貿易試験区仲裁規則(2015版)

[ポイント] 今回の自貿区仲裁規則の改正は、自貿区仲裁規則の適用に関する条項を補充、明確化するものである。例えば、上海国際経済貿易仲裁委員会(上海国際仲裁センター)仲裁規則

において、自貿区仲裁規則の適用があると規定される場合には、自貿区仲裁規則の適用がある（自貿区仲裁規則に基づき仲裁を行う）ことが明確にされている。

2015年1月1日施行（上海国際経済貿易仲裁委員会）

[原文] 中国（上海）自由贸易试验区仲裁規則（2015版）

#### <NEWS>

##### **商務部による未届での事業者結合の実行に対する処罰事例（商法函[2014]788号）**

[コメント] 事業者結合届出が義務づけられる基準に達していながら届出を行わずに事業者結合を行った者に対して、12月2日付けで商務部が処罰決定をおこなった。清華大学系の紫光集团有限公司による RDA Microelectronics の全株式の取得案件（株式取得価格は 9.07 億米ドル）について紫光集团有限公司に対して 30 万人民币元の制裁金を課すものである。未届での結合実施については、これまでのところ制裁金での処罰事例は 10 件前後存在するといわれていたが、処罰事例を公表する方針が商務部より示された本年 5 月以降公表された例はなく、本件は初めての公表事例である。

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

#### ◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

## Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 吳 曉青

---

### 最新台湾法令の解説

#### <食品安全>

##### 食品安全衛生管理法

[ポイント]台湾の度重なる深刻な食品安全問題の発生に応じて、2014年2月に大規模改正されたばかりの食品安全衛生管理法につき、さらなる改正が行われた。今回の改正のポイントは、「行政院食品安全會議」の設置、食品製造業者の行政責任・刑事責任の加重である。行政責任については、例えば腐敗物または食中毒の病原体を含む食品・添加物の製造・加工等、無許可の包装・容器の使用に関する行政責任は、改正前の NTD6 万元以上 5,000 万元以下の過料から、NTD6 万元以上 2 億元以下の過料に大幅に引き上げられた。また、刑事責任について、食品に毒物、有害物質、無許可添加物などを混入した場合、または有毒な包装・容器を使用した場合の食品製造業者の刑事責任は、改正前の 5 年以下の懲役、または NTD800 万元の罰金の併科から、7 年以下の懲役または NTD8,000 万元の罰金の併科に加重された。その他の食品安全衛生管理法の違反行為について、①情状重大で健康を害するに足りる、②健康を害した、③重大傷害に至らせた、④致死、などの情状に分けて刑事責任を加重した。致死の場合の刑事責任は、無期懲役、7 年以上の懲役、または NTD2 億元以下の罰金の併科とされている。なお、違反行為を行った行為者のみならず、その行為者が所属する法人も、各条に定める罰金刑の 10 倍を限度に罰金が科せられる。

(2014 年 12 月 10 日公布、22 条 1 項 5 号は公布後 6 ヶ月より施行、7 条 3 項、22 条 4 項、24 条 1 項、24 条 3 項、35 条 4 項は公布後 1 年より施行、その他の条文は同日施行。)

[原文][食品安全衛生管理法](#)

#### <男女平等労働>

##### 性別平等労働法

[ポイント]今回行われた性別工作平等法の改正ポイントは、①妊娠中の女性に 5 日の定期健診休暇を与えること、及びその配偶者の出産同伴休暇が改正前の 3 日から 5 日に引き上げられたこと、②女性従業員の生理休暇について賃金の半額が支給されること、③育児休業の申請条件が改正前の「在職 1 年以上」から「在職 6 ヶ月以上」に緩和されたこと、④従業員 250 人以上の職場に哺乳室を設置すること、⑤同法に違反した雇用主の行政責任の加重である。

(2014 年 12 月 11 日公布、同日施行)

[原文][性別工作平等法](#)



# 中国万感



【弁護士の A 級、B 級、C 級ライセンス～司法試験の合格発表報道に接して～】

弁護士 森脇 章

少し前になるが、11 月 22 日に、中国の司法試験の合格発表が行われた。当事務所で研修していた大学院生も研修期間中にこの合格発表の日を迎え、見事合格！こんなにうれしいことはない。また、われわれも、これを機会に中国の司法試験に改めて注目した。

今年は、45.5 万人余が参加したと報道されている。気になるのは、合格者の総数と合格率であるが、これがなかなか発表されない。ここ 3-4 年は合格率が約 10%とされているが、今年の合格率はまだ不明のままである。尤も、地域によっては合格率が公表されている。これを積算すれば容易にわかるのではないかとも思われるが、地域により、出願者の人数のみ公表し合格者の人数や合格率を公表しなかったり、出願者の人数を試験実施当時公表し、合格発表日には合格者の人数を公表するものの(つまり前後の報道を突き合わせれば合格率は一目瞭然の筈なのに)合格率を公式に公表しなかったりで、統一されていない。これだけでも、中国プレーヤーいっぱいである。

また、合格点についても、いろいろである。600 点満点の試験であるが、合格ラインについては、このように公表されている。

全国合格点数ライン		360 点
出願学歴条件緩和地域合格点数ライン	チベット自治区	280 点
	内モンゴル、広西、寧夏、新疆の 4 自治区、四川、貴州、雲南、甘肅、青海の 5 省の自治州、自治県	305 点
	四川、貴州、雲南、甘肅、青海の 5 省の直轄県(市、区)	310 点
	上記以外の緩和地域	315 点

尤も、この合格点に関する差異には明確な根拠がある。一種のアファーマティブ・アクション(積極的格差是正措置)であり、中国においてはそれほど珍しいことではない。大学の受験などにおいても取られている措置である。しかし、アファーマティブ・アクションなら、その措置で合格したか否かを分らないようにするのが自然の姿であるが、中国の司法試験制度ではそうはなっていない。緩和措置によって合格した者が弁護士となった場合には異なるライセンスが与えられることとなっているのである。それが B 級、C 級ライセンスである。B 級ライセンスは、緩和措置対象地域において、通常受験資格として必要とされる大学の学部卒の資格を持たず、専門学校卒業資格で受験し、全国合格点数ラインをクリアした者に与えられるものであり、C 級ライセンスは、緩和措置地域において、各地域に定められた点数ラインをクリアしたに過ぎない(即ち、全国合格ラインに達していない)者に与えられるものである。

なぜ、このように分けるか、というと、B 級又は C 級ライセンスは地域限定とされているからである。弁護士としての業務を自由にできるが、当該地域でしか活動できないこととなっている。

では、なぜこのような地域限定ライセンスが存在するかというと、それらの地域においては、専門家が絶対的に不足しているからである。弁護士になる者を俟っていたのでは如何ともしがたく、「基礎的法律役務業務者」という簡易な資格制度も設けられているくらいである。中国における深刻な地域格差の問題は、古くて新しい問題であるが、司法試験制度にもその問題の一端を垣間見ることができる。

なお、B 級、C 級ライセンスは、あくまでも過疎地域限定の話。皆さんが顧問にしている弁護士さんが実は C 級ライセンスしか持っていなかった、などということは(多分)ないのでご安心を。

## TOPICS

◆当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士、バシリ・ムシス外国法事務弁護士が共同執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「欧州と米国での近時の動向とアジアで増加する活発な執行の現状」  
(月刊 ザ・ローヤーズ 2014年12月号)

◆当事務所のパートナー、嘉納英樹弁護士、若林耕弁護士、大河内亮弁護士、アソシエイト、安西明毅弁護士、長田真理子弁護士、松本拓弁護士が、2014年12月17日(水)に、一般財団法人中部生産性本部主催の海外労務事情講座にて「アジアにおける最近の労務事情と企業対応」と題する講演を行いました。

◆当事務所のパートナー、若林耕弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

新連載 新興国コンプライアンス最前線 第1回 中国

「「商業賄賂」と独占禁止法違反が二大リスク-処罰案件の急増に対応するコンプライアンス対策が急務に」

(ジュリスト 2015年1月号(No.1475))

◆日本経済新聞社が実施した「2014年に活躍した弁護士ランキング」にて、下記の通り当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が選ばれました。

**【企業が選ぶ弁護士ランキング】**

<外国法部門>

・中川 裕茂 弁護士(7位)

※ランキングの詳細は日本経済新聞電子版(有料)にも掲載されております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))又は若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))までご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	若林 耕
若林 耕	李 加弟	濱本 浩平
楽 楽	李 彬	詹 新平
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

## CONTACT INFORMATION



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051  
東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー  
Tel: 03-6888-1000(代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003  
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号  
名古屋三井ビルディング新館13階  
Tel: 052-533-4770(代表)  
Email: [nagoya@amt-law.com](mailto:nagoya@amt-law.com)



### 日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号  
北京發展大廈809室  
郵編100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law.com](mailto:beijing@amt-law.com)



### 日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区  
世紀大道100号 上海環球金融中心40階  
郵編200120  
Tel: +86-21-6160-2311(代表)  
Email: [shanghai@amt-law.com](mailto:shanghai@amt-law.com)



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619  
Tel: +65-6645-1000(代表)  
Email: [singapore@amt-law.com](mailto:singapore@amt-law.com)